

監査委員公表第5号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和2年11月25日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 峯岸 義雄

令和2年11月25日

## 令和2年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査対象

#### (1) 対象課所

|          |          |
|----------|----------|
| こども青少年部  | 児童青少年課   |
| 都市整備部    | まちづくり推進課 |
| 市民医療センター | 総務課      |
| 市民医療センター | 診療室      |

#### (2) 対象事務

原則として、令和元年度における財務に関する事務の執行。ただし、現金等及び備品保管状況は、現年度も対象とする。

### 2 監査期間

令和2年10月21日から令和2年11月20日まで

### 3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 委託契約等に関する事務は適切か。
- (2) 工事契約に関する事務は適切か。
- (3) 補助金等に係る事務は適切か。
- (4) 超過勤務手当に係る事務は適切か。
- (5) 物品購入契約に関する事務は適切か。
- (6) 財産管理事務は適切か。
- (7) 所管事業が適切かつ効果的か。

#### 4 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

#### 5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善が必要な事項については、監査委員の命を受けた行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。